異議申立に対する裁決

教育機関名称:京都情報大学院大学 応用情報技術研究科

専 攻 名 称:ウェブビジネス技術専攻

一般社団法人 日本技術者教育認定機構 平成 26 年 3 月

裁決前の評価内容【総合的所見】

| 適格認定の可否 | 不適合 | | | |
|---------|--|---|--|--|
| 可否の判定根拠 | 基準 4(3)「専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。」を満たしていないと判断されるため、全体として不適合と判定した。自己評価書では、専任教員の法的な必要数 32 人に対して 44 人を配置しているとしている。ところが、この 44 人の中には外国在住の教員が 8 人存在し、この 8 人は集中講義を行っているものの、平素は大学には不在であり、日常的な教育指導や、大学運営への寄与が見られず、専任教員としての実態が認められない。また、東京、札幌の各サテライトにもそれぞれ 3 人の実務家専任教員が存在しており、週 1~2 時間の授業を行っているものの、それ以外の時間は大学の業務を行っていない。この 6 名は実務家教員のいわゆる「みなし専任」の条件も満たさない「みなし以下」の勤務実態となっている。さらに、京都本校、京都駅前サテライトに勤務する実務家教員について、4 名が年間授業時間が6単位未満であるか学校運営への参加の実態がなく、いわゆる「みなし専任」の条件さえ満たしていない。以上のことから専任教員数は、法令上の基準を満たしていないと判定される。 | | | |
| | S(優良) | 認証評価基準に照らして、当該項目における専攻の取り組みが、特に評価に値する。 | | |
| | A(適合) | 当該項目における専攻の取り組みが、認証評価基準を満たしている。 | | |
| | C(懸念) | 当該項目における専攻の取り組みが、現時点では認証評価基準を満たしているが、改善が望まれる。したがって、当該項目が認証評価基準への完全な適合を継続するためには、何らかの対処が望まれる。 | | |
| 評価の記述 | W(弱点) 当該項目における専攻の取り組みが、現時点では認証評価基準をほぼ満たしているが、そが弱く、改善を必要とする。したがって、適合の度合いを強化する何らかの対処が必要とな | | | |
| | D(欠陥) | 当該項目における専攻の取り組みが、認証評価基準および対応する法令を満たしていない。したがって、当該 専攻は、認証評価基準に適合していない。 | | |
| | ー(該当なし) | 当該項目で定められた条件に該当しないため、評価の対象としない。 | | |

全般的な長所・問

題点・コメント

当専門職大学院は、50年の歴史を持つ京都コンピュータ学院(KCG)を運営する学校法人京都コンピュータ学園が設立したもので、KCGにおける長年の実務教育の経験が生かされているという点に特徴がある。教員はタイプは多様だが、きわめて教育指導に熱心で学生からも高く評価されている教員が少なくとも一部にはおり、キャンパスに活気が感じられるのは長所と言える。

一方、不適合と判断した根拠として基準 4(3)以外の基準に関しても、問題点が認められる。基準 1 で要求している「学習・教育目標」がもともとの自己評価書では設定されていない。追加資料請求でこの点を指摘したところ、4 項目からなる学習・教育目標が示されてきたが、その作成経緯から、現時点でこれが学内に周知徹底されているとはいえず、今後ともこれを維持していく意図も必ずしもないということである。このため基準 1(2)を W 評価とし、また関連して 3(3)、3(4)、6(1) を W 評価としている。

裁決前の評価内容【基準4ならびに基準4(3)】

| 4 | 基準4:教育組織 | D | 基準4(1)~4(15)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。 |
|------|----------------------------|---|--|
| 4(3) | 専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。 | D | ・具体的な専任教員の名簿は、自己評価書(引用・裏付資料編)の表3に示されていて、専任教員の法的な必要数32人に対して44人を配置しているとしている。 ・大学設置基準第十二条では、「教員は、一の大学に限り、専任教員となるもの」とし、「専任教員は、専ら大学における教育研究に従事するものとする」としている。ただし、「教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる」ともする。「大学等の教員組織の整備に係る学校教育法の一部を改正する法律等の施行について(通知)」(18 文科高第133 号、平成18年5月17日)によれば、「第12条第2項の「専ら」とは、専任教員が、当該大学における教育研究活動を本務とし、これに従事する時間などの割合が、他に従事する業務などと比べて著しく高いことを想定していること。また、同条第3項の「専ら」とは、専任教育研究に支障がない」とは、教員本人の勤務形態とともに、当該大学の教員組織全体の状況などに照らし、当該大学における教育研究の遂行に支障がないことを想定している。」という。ところが専攻が配置しているという44人の専任教員の中には、この条件を満たさないものが存在する。・44人の中に外国在住の教員が8人存在し、この8人は集中講義を行っているものの、平素は大学には不在であり、日常的な教育指導や、大学運営への寄与が見られず、専任教員としての実態が認められない。・東京、札幌の各サテライトにそれぞれ3人の実務家専任教員が存在しており、週1~2時間の授業を行っているものの、それ以外の時間は大学の業務を行っていない。追加提出された資料によると、札幌の1名と東京の2名は、それぞれの地で週5日の大学勤務をしているとしているが、実態は東京、札幌の各サテライト教室が収容されているビル内に存在する別法人会社で勤務している形であり、大学のサテライトでの大学業務実施の実態がない。実際に、各サテライトは教室1室のみであり、事務室、研究室などは存在しない。また、この6名は実務家教員のいわゆる「みなし専任」の |

日本技術者教育認定機構・認証評価:異議申立に対する裁決

| | 条件も満たさない「みなし以下」の勤務実態となっている。ここで「みなし専任」の条件とは、「専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者」(専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)に関する文部科学省告示第五十三号(平成十五年三月三十一日)第二条第2項)を指す。 ・京都本校、京都駅前サテライトに勤務する実務家教員について、4名が年間担当授業が6単位未満または学校運営への参加の実態がなく、これも「みなし専任」の条件さえ満たしていない。・以上のことから専任教員数は、法令上の基準を満たしていないと判定される。 |
|--|---|
| | |

日本技術者教育認定機構-認証評価:異議申立に対する裁決

該当箇所に対する異議の内容

- ●【異議申立書・該当箇所に対する異議の内容・P.2より抜粋】
- (1) 貴団体評価委員会が一部の本学教員を、「みなし以下」という曖昧かつ差別的な呼称を用いておられることに対し、抗議いたします。
- (2) 本学の専任教員 44 名全ては大学設置基準第十二条 2 項あるいは第 3 項の専任教員であり、みなし専任ではない上、実務家教員においては、 専門職大学院設置基準に求められる教員適格を有しています。
- (3) 本学において専任教員の必置教員数が基準を満たしていることは、設置認可時において文部科学省の承認の下にあり、また3年前の機関別評価においても再び認められております。今回の貴団体評価委員会の判断でそれを覆すという重大な変更を加えておられますが、実地調査という貴重な機会に個別教員に対する十分な調査がなされたとは言えず審査に瑕疵があったと言わざるを得ません。また、本基準4(3)において貴団体評価委員会が「専任ではない」と指摘されている専任教員の中には、別項の評価Aを頂いている基準4(8)において貴団体評価委員会が「専任である」と認めておられる専任教員が含まれています。このような矛盾する評価案を年末12月25日に送付してこられましたが大変困惑しております。
- (4) 本基準4 (3) の根拠・指摘事項の記述は、貴団体評価委員会が教育六法の法令・省令を理解されていないことが解ります。実務家専任と 学術系専任(非実務家専任)の両方において、専任性の判断基準に差異はありません。また、各教員の専任性は個々別々に判断されるもの であり、統一基準は、大学設置基準第十一条適用教員に該当しない、ということのみです。

<参考>大学設置基準

(授業を担当しない教員)

第十一条 大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。

(昭四八文令二九・一部改正、平三文令二四・旧第九条繰下・一部改正)

(専任教員)

第十二条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。

- 2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。
- 3 <u>前項</u>の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合に は、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。

日本技術者教育認定機構・認証評価: 異議申立に対する裁決

(平一八文科令一一・全改)

●【異議申立書·該当箇所に対する異議の内容·P.22~23 より抜粋】

4-3. 結論

上記のこの主張から、いくつかの重要点を再掲します。

- ★0《4》専門職大学院設置基準第五条二または三に裏付けられる、当該専門分野の成功した実業家や、当該分野の実務家と大学当局との判断の下にあり、外部他者(その実業界に無関係な者)の判断によるものではない専任が存在すること。
- ★①実務家専任の担当科目が6単位に満たないことが専任性を否定する根拠にはならないこと。
- ★②海外に在住していること自体は、それのみをもってして専任性を否定する根拠にはならないこと。
- ★

 ③大学外の業務に従事していることは専任性を否定する根拠にはならないこと。
- ★④教員各人により各々異なる「大学運営への寄与」については、調査書の書式にもそれが無く、貴調査チームは実地調査における個別調査を 放棄して、本学の主張を容認したと見做されること。

<参考>専門職大学院設置基準

- **第五条** 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。
 - 一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
 - 二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
 - 三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

根拠資料

資料1 意見表明書

日本技術者教育認定機構・認証評価: 異議申立に対する裁決

- 資料 5 広報戦略会議出席者
- 資料 6 開学当時の大学案内 2006 年版 (2005 年 6 月発行) 抜粋
- 資料 7 インディペンデント・スタディ
- 資料 8 教員個別表(改訂版)
- 資料 9 海外在住専任教員及び実務家専任教員の担当科目と主な大学運営上の役割
- 資料 10 SAP ワーキンググループ活動報告書
- 資料 3 人事委員会議事録(基準4(2)参照)
- 資料 11 新任教員の氏名、経歴、担当科目のコースシラバス

異議申立の採否

・異議申立の内容を慎重に検討した結果、その内容に考慮すべき点があるものと認め、評価をDからWへ変更する。

採否の理由

・専任教員についての定義が法令上、未整備な点があるため、専任教員数に関して法令を満たしていないとは必ずしも断定できないため。 総合的所見ならびに基準4(3)の評価を次のように変更する。

裁決後の評価内容【総合的所見】

| 適格認定の可否 | 適合 | | |
|----------|--|---|--|
| 可否の判定根拠 | 日本技術者教育認定機構が定めた 47 項目の産業技術系専門職大学院基準のすべてにおいて、D(欠陥)と評価された項目はない。 | | |
| | S(優良) | 認証評価基準に照らして、当該項目における専攻の取り組みが、特に評価に値する。 | |
| | A(適合) | 当該項目における専攻の取り組みが、認証評価基準を満たしている。 | |
| | C(懸念) | 当該項目における専攻の取り組みが、現時点では認証評価基準を満たしているが、改善が望まれる。したが って、当該項目が認証評価基準への完全な適合を継続するためには、何らかの対処が望まれる。 | |
| 評価の記述 | W(弱点) | 当該項目における専攻の取り組みが、現時点では認証評価基準をほぼ満たしているが、その適合の度合いが弱く、改善を必要とする。したがって、適合の度合いを強化する何らかの対処が必要となる。 | |
| | D(欠陥) | 当該項目における専攻の取り組みが、認証評価基準および対応する法令を満たしていない。したがって、当該 専攻は、認証評価基準に適合していない。 | |
| | -(該当なし) | 当該項目で定められた条件に該当しないため、評価の対象としない。 | |
| | 当専門職大学院は、50年の歴史を持つ京都コンピュータ学院(KCG)を運営する学校法人京都コンピュータ学園が設立したもので、KCGにおける長年の実務教育の経験が生かされているという点に特徴がある。教員はタイプは多様だが、きわめて教育指導に熱心で学生からも高く評価されている教員が少なくとも一部にはおり、キャンパスに活気が感じられるのは長所と言 | | |
| 全般的な長所・問 | える。 一方、基準 1 で要求している「学習・教育目標」がもともとの自己評価書では設定されていない。追加資料請求でこの点を指摘 | | |
| 題点・コメント | したところ、4項目からなる学習・教育目標が示されてきたが、その作成経緯から、現時点でこれが学内に周知徹底されているとはいえず、周知徹底および改善が今後必要である。このため基準1(2)をW評価とし、また関連して3(3)、3(4)、6(1)をW | | |
| | 評価とし、基準 1 を W 評価としている。また、学生数が近年急速に増加したことに合わせて,教員及び事務部門の整備が行われているものの、事務職員と専任教員の兼務者がいることや、専任教員としての実態が認められない教員が存在することから、4(2)、4(3)、4(10)を W 評価とし、基準4を W 評価としている。 | | |

裁決後の評価内容【基準4ならびに基準4(3)】

| 4 | 基準4:教育組織 | W | 基準4(1)~4(15)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。 |
|------|----------------------------|---|--|
| 4(3) | 専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。 | W | ・具体的な専任教員の名簿は、自己評価書(引用・裏付資料編)の表3に示されていて、専任教員の法的な必要数32人に対して44人を配置しているとしている。 ・大学設置基準第十二条では、「教員は、一の大学に限り、専任教員となるもの」とし、「専任教員は、専ら大学における教育研究に従事するものとする」としている。ただし、「教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる」ともする。「大学等の教員組織の整備に係る学校教育法の一部を改正する法律等の施行について(通知)」(18 文科高第133 号、平成18 年 5 月 17 日)によれば、「第12 条第2項の「専ら」とは、専任教員が、当該大学における教育研究活動を本務とし、これに従事する時間などの割合が、他に従事する業務などと比べて著しく高いことを想定していること。また、同条第3項の「当該大学における教育研究に支障がない」とは、教員本人の勤務形態とともに、当該大学の教員組織全体の状況などに照らし、当該大学における教育研究の遂行に支障がないことを想定している。」という。ところが専攻が配置しているという44人の専任教員の中には、この条件を満たさないと判断されるものが下記のように存在する。・44人の中に外国在住の教員が8人存在し、この8人は集中講義を行っているものの、平素は大学には不在であり、日常的な教育指導や、大学運営への寄与が見られず、専任教員としての実態が認められない。・東京、札幌の各サテライトにそれぞれ3人の実務家専任教員が存在しており、週1~2時間の授業を行っているものの、それ以外の時間は大学の業務を行っていない。追加提出された資料によると、札幌の1名と東京の2名は、それぞれの地で週5日の大学勤務をしているとしているが、実態は東京、札幌の各サテライト教室が収容されているビル内に存在する別法人会社で勤務している形であり、大学のサテライトでの大学業務実施の実態がない。実際に、各サテライトは教室1室のみであり、事務室、研究室などは存在しない。また、この6名は実務家教員のいわゆる「みなし専任」の |

| 条件を満たさない勤務実態となっている。ここで「みなし専任」の条件とは、「専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者」(専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)に関する文部科学省告示第五十三号(平成十五年三月三十一日)第二条第2項)を指す。 ・京都本校、京都駅前サテライトに勤務する実務家教員について、4名が年間担当授業が6単位未満または学校運営への参加の実態がなく、これも「みなし専任」の条件を満たさない勤務実態となっている。 ・以上の18名を除くと専任教員数は26名となり法令上で通常想定される専任教員の基準を満たしていないと判定されることになるが、専任教員についての詳細な基準が法令上では明確には定まっていないことから法令上の基準を遵守していないとは断定することまではできない。しかしながら、このような教員組織は教育体制として十分とは言えず改善が必要である。 |
|--|
| |